

令和 8 年度

水質検査計画

小美玉市都市建設部水道課

○水質検査計画

水質検査とは、水道水の水質が法令に定められた水質基準に適合しているかを調べるとともに、その水質状況を把握するためのもので、水道水の安全を保障する上で不可欠なものです。

水質検査計画は、この水質検査が年間を通じて適正に確保されるよう、検査項目、検査頻度等の実施計画として定め事前に公表するものであり、このことによって水質管理の適正化と透明性が担保されることが見込まれるものです。

○水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の状況
- 4 検査項目及び頻度
- 5 検査地点
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査方法
- 8 水質検査計画及び検査結果の公表
- 9 水質検査の評価
- 10 水質検査の精度と信頼性の保証
- 11 関係者との連携

1 基本方針

- (1) 水質検査は、法令により義務化されているものとして、毎日行う検査及び水質基準52項目を対象にして、年間を必要な頻度で行う定期水質検査を実施し、その適合状況を確認します。また、法令に準拠するものとして、原水検査を年1回実施します。この他、法令に準拠した放射能検査、令和8年度からの茨城県水道水質管理計画の改正に伴い水質管理目標設定項目26項目等についても検査を実施します。
- (2) 各浄水場系統の原水及び浄水の検査のための採水については、「5 検査地点」に指定された箇所で行うものとします。
- (3) 検査頻度は、水道法に基づき、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

2 水道事業の概要

小美玉市水道事業は、小美玉市全域（下玉里，川中子，高崎，上玉里，田木谷，栗又四ヶ，東田中を除く。）及び石岡市山崎（2247番地22及び2251番地5から2251番地17まで）に給水しています。これらは、小川浄水場及び美野里浄水場の2箇所から配水をしているものです。一方、取水については、17本の深井戸から採取する地下水と、茨城県中央広域水道用水供給事業からの受水により賄っています。

小美玉市水道事業の給水状況（令和6年度末）

給水人口	37,158人
給水件数	16,267件
総取水量	4,208,871 m ³
総配水量	4,133,565 m ³
一日最大給水量	122,521 m ³
一日平均給水量	11,325 m ³

3 原水及び浄水の状況

- (1) 原水の水質については、管理上留意すべき観点から以下を注視するものとします。

区分	留意すべき事項	処理法・対処法
小川浄水場	硝酸態窒素値	希釈処理・年1回の原水検査及び年4回の定期水質検査による監視
美野里浄水場	鉄・マンガン値	ろ過処理・年1回の原水検査及び年1回の定期水質検査による監視

(2) 浄水の水質については、水質基準に適合し安全で良質な水道水が供給できています。

4 検査項目及び検査頻度

(1) 毎日検査（色及び濁り並びに残留塩素濃度）

1日1回の検査を行います。

(2) 定期水質検査（水質基準項目全52項目）

年1回の検査を行います。この項目の検査は、「別表1」のとおり。

(3) 定期水質検査（水質基準項目全52項目のうち19項目ほか）

年4回の検査を行います。この項目の検査は、「別表1」のとおり。

(4) 定期水質検査（水質基準項目全52項目のうち9項目ほか）

年12回の検査を行います。この項目の検査は、「別表1」のとおり。

(5) 原水検査（全39項目）

年1回の検査を行います。この項目の検査は、「別表2」のとおり。

(6) 原水・クリプトスポリジウム指標菌検査

年1回の検査を行います。この項目の検査は、「別表3」のとおり。

(7) 放射能検査（放射性セシウム134・137）

年4回の検査を行います。この項目の検査は、「別表4」のとおり。

(8) 水質管理目標設定項目（全26項目※農薬115項目を含む）

年1回の検査を行います。この項目の検査は、「別表5」のとおり。

5 検査地点

(1) 毎日検査については、浄水場系統ごとの給水地区内の給水栓で行います。

1) 小川浄水場系給水地区内給水栓

「小美玉温泉 湯～GO!」（小美玉市上吉影地内）

2) 美野里浄水場系給水地区内給水栓

「羽鳥ふれあいセンター」（小美玉市羽鳥地内）

(2) 定期水質検査については、浄水場系統ごとの給水地区内の末端給水栓（2箇所）で行

います。

1) 小川浄水場系給水地区内給水栓
「小美玉温泉 湯～GO!」(小美玉市上吉影地内)

2) 美野里浄水場系給水地区内給水栓
「羽鳥ふれあいセンター」(小美玉市羽鳥地内)

(3) 原水検査及び原水・クリプトスポリジウム指標菌検査については、各浄水場系統の取水井(合計16箇所)並びに着水井で行います。

1) 小川浄水場系

- ①. 小川1号取水井(小美玉市山野地内)
- ②. 小川2号取水井(小美玉市川戸地内)
- ③. 小川3号取水井(小美玉市山野地内)
- ④. 小川4号取水井(小美玉市山野地内)
- ⑤. 小川5号取水井(小美玉市山野地内)
- ⑥. 小川6号取水井(小美玉市山野地内)
- ⑦. 小川11号取水井(小美玉市与沢地内)
- ⑧. 着水井(小川浄水場内)

2) 美野里浄水場系

- ①. 美野里1号取水井(小美玉市羽刈地内)
- ②. 美野里2号取水井(小美玉市江戸地内)
- ③. 美野里3号取水井(小美玉市中台地内)
- ④. 美野里5号取水井(小美玉市中野谷地内)
- ⑤. 美野里6号取水井(小美玉市堅倉地内)
- ⑥. 美野里7号取水井(小美玉市部室地内)
- ⑦. 美野里8号取水井(小美玉市堅倉地内)
- ⑧. 美野里9号取水井(小美玉市部室地内)
- ⑨. 美野里10号取水井(小美玉市中台地内)
- ⑩. 1号着水井(美野里浄水場内)
- ⑪. 2号着水井(美野里浄水場内)

(4) 放射能検査は、各浄水場内給水栓(2箇所)で行います。

- 1) 小川浄水場内給水栓(小美玉市山野地内)
- 2) 美野里浄水場内給水栓(小美玉市中野谷地内)

(5) 水質管理目標設定項目検査は、浄水場ごとの着水井で行います。

- ①. 着水井(小川浄水場内)

2) 1号着水井（美野里浄水場内）

2号着水井（美野里浄水場内）

6 臨時の水質検査

次のような水質異常が発生し、又は水質基準に適合しない恐れがある場合には、臨時水質検査を行い、水道水の安全性を確保します。

- (1) 取水井の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 取水井に異常があったとき。
- (3) 取水井付近並びに給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程において異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

毎日検査については、各浄水場系統の給水地区内の末端給水栓において、「自動水質測定装置」を使用した自己検査を実施します。

また、年間を通して定期に行う検査として、水質基準項目検査（52項目、20項目ほか、9項目ほか）、原水検査（39項目）、原水指標菌検査、放射能検査、水質管理目標設定項目（26項目※農薬115項目を含む）を実施します。これらの分析測定については、厚生労働省登録機関に委託して行います。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画や水質基準項目検査、放射能検査の結果については、小美玉市のホームページに掲載します。

9 検査結果の評価

検査結果の評価は、検査ごとに行います。また、検査の結果をもとに、必要に応じて水質検査計画を見直していきます。

10 水質検査の信頼性とその保証

毎日検査については、「自動水質測定装置」を使用し、機器の信頼性を確保しながら

ら客観的な測定を行います。

委託検査については、正確かつ精度の高い検査を求めるとともに、緊急対応の検査体制も整える厚生労働省登録機関に検査を委託します。

また、この検査機関に対する信頼性の担保については、水質検査の精度管理状況及び実施した業務管理関係書類の提出を求め確保していきます。

1 1 関係者との連携

水質汚染事故などが発生した場合は、各関係機関と連携し、情報交換を図り現地調査及び必要な水質検査等を行い、迅速な状況把握と適切な対応に努めます。

別表1 給水栓の水質基準項目水質検査

【小川浄水場系採水場所：小美玉温泉湯～GO！敷地内給水栓（小美玉市上吉影地内）】

【美野里浄水場系採水場所：羽鳥ふれあいセンター敷地内給水栓（小美玉市羽鳥地内）】

項 目		区分	基準値	美野里浄水場系 (検査月及び頻度 回/年)		小川浄水場系 (検査月及び頻度 回/年)		
1	一般細菌	病原生物 の指標	100 個/ml 以下	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
2	大腸菌		検出されないこと	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
3	カドミウム及びその化合物	無機物・ 重金属	0.003 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
4	水銀及びその化合物		0.0005 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
5	セレン及びその化合物		0.01 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
6	鉛及びその化合物		0.01 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
7	ヒ素及びその化合物		0.01 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
8	六価クロム化合物		0.02 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
9	亜硝酸態窒素		0.04 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
12	フッ素及びその化合物		0.8 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	9月実施	1回	
13	ホウ素及びその化合物		1 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
14	四塩化炭素		一般 有機物	0.002 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回
15	1,4-ジオキサン			0.05 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回
16	1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下		9月実施	1回	9月実施	1回	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下		9月実施	1回	9月実施	1回	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		9月実施	1回	9月実施	1回	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下		9月実施	1回	9月実施	1回	
20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/l 以下		6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
21	ベンゼン	0.01 mg/l 以下		9月実施	1回	9月実施	1回	
22	塩素酸	0.6 mg/l 以下		6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
23	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下		6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
24	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回		
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回		
26	ジブromクロロメタン	消毒 副生成物	0.1 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
27	臭素酸		0.01 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
28	総トリハロメタン		0.1 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
29	トリクロロ酢酸		0.03 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
30	ブロモジクロロメタン		0.03 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
31	ブロモホルム		0.09 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
32	ホルムアルデヒド		0.08 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
33	亜鉛及びその化合物	着色	1 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
34	アルミニウム及びその化合物		0.2 mg/l 以下	毎月実施	12回	9月実施	1回	
35	鉄及びその化合物		0.3 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
36	銅及びその化合物		1 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
37	ナトリウム及びその化合物	味	200 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
38	マンガン及びその化合物	着色	0.05 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
39	塩化物イオン	味	200 mg/l 以下	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		300 mg/l 以下	9月実施	1回	6,9,12,3月実施	4回	
41	蒸発残留物		500 mg/l 以下	6,9,12,3月実施	4回	6,9,12,3月実施	4回	
42	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
43	ジェオスミン	かび臭	0.00001 mg/l 以下	6,7,8,9月実施	4回	6,7,8,9月実施	4回	
44	2-メチルイソボルネオール		0.00001 mg/l 以下	6,7,8,9月実施	4回	6,7,8,9月実施	4回	
45	非イオン界面活性剤	発泡	0.02 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
46	フェノール類	臭気	0.005 mg/l 以下	9月実施	1回	9月実施	1回	
47	有機物（TOC）	味	3 mg/l 以下	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
48	pH値	基礎的 性状	5.8 以上 8.6 以下	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
49	味		異常でないこと	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
50	臭気		異常でないこと	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
51	色度		5 度 以下	毎月実施	12回	毎月実施	12回	
52	濁度		2 度 以下	毎月実施	12回	毎月実施	12回	

別表2 原水検査

【小川浄水場系】 6月採水・検査

【美野里浄水場系】 8月採水・検査

検査数	省令 番号	検査項目	(検査頻度 回/年)
1	1	一般細菌	1回
2	2	大腸菌	1回
3	3	カドミウム及びその化合物	1回
4	4	水銀及びその化合物	1回
5	5	セレン及びその化合物	1回
6	6	鉛及びその化合物	1回
7	7	ヒ素及びその化合物	1回
8	8	六価クロム化合物	1回
9	9	亜硝酸態窒素	1回
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回
11	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回
12	12	フッ素及びその化合物	1回
13	13	ホウ素及びその化合物	1回
14	14	四塩化炭素	1回
15	15	1,4-ジオキサン	1回
16	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回
17	17	ジクロロメタン	1回
18	18	テトラクロロエチレン	1回
19	19	トリクロロエチレン	1回
20	20	ベンゼン	1回
21	32	亜鉛及びその化合物	1回
22	33	アルミニウム及びその化合物	1回
23	34	鉄及びその化合物	1回
24	35	銅及びその化合物	1回
25	36	ナトリウム及びその化合物	1回
26	37	マンガン及びその化合物	1回
27	38	塩化物イオン	1回
28	39	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	1回
29	40	蒸発残留物	1回
30	41	陰イオン界面活性剤	1回
31	42	ジェオスミン	1回
32	43	2-メチルイソボルネオール	1回
33	44	非イオン界面活性剤	1回
34	45	フェノール類	1回
35	46	有機物 (TOC)	1回
36	47	pH値	1回
37	49	臭気	1回
38	50	色度	1回
39	51	濁度	1回

No.	小川浄水場系採水場所	
1	小川1号取水井	小美玉市山野地内
2	小川2号取水井	小美玉市川戸地内
3	小川3号取水井	小美玉市山野地内
4	小川4号取水井	小美玉市山野地内
5	小川5号取水井	小美玉市山野地内
6	小川6号取水井	小美玉市山野地内
7	小川11号取水井	小美玉市与沢地内

No.	美野里浄水場系採水場所	
1	美野里1号取水井	小美玉市羽刈地内
2	美野里2号取水井	小美玉市江戸地内
3	美野里3号取水井	小美玉市中台地内
4	美野里5号取水井	小美玉市中野谷地内
5	美野里6号取水井	小美玉市堅倉地内
6	美野里7号取水井	小美玉市部室地内
7	美野里8号取水井	小美玉市堅倉地内
8	美野里9号取水井	小美玉市部室地内
9	美野里10号取水井	小美玉市中台地内
10	1号着水井	美野里浄水場
11	2号着水井	美野里浄水場

別表3 原水・クリプトスポリジウム等指標菌検査

No.	小川浄水場系採水場所		検査月及び頻度（回／年）	
1	小川1号取水井	小美玉市山野地内	6月	1回
2	小川2号取水井	小美玉市川戸地内	6月	1回
3	小川3号取水井	小美玉市山野地内	6月	1回
4	小川4号取水井	小美玉市山野地内	6月	1回
5	小川5号取水井	小美玉市山野地内	6月	1回
6	小川6号取水井	小美玉市山野地内	6月	1回
7	小川11号取水井	小美玉市与沢地内	6月	1回

No.	美野里浄水場系採水場所		検査月及び頻度（回／年）	
1	美野里1号取水井	小美玉市羽刈地内	8月	1回
2	美野里2号取水井	小美玉市江戸地内	8月	1回
3	美野里3号取水井	小美玉市中台地内	8月	1回
4	美野里5号取水井	小美玉市中野谷地内	8月	1回
5	美野里6号取水井	小美玉市堅倉地内	8月	1回
6	美野里7号取水井	小美玉市部室地内	8月	1回
7	美野里8号取水井	小美玉市堅倉地内	8月	1回
8	美野里9号取水井	小美玉市部室地内	8月	1回
9	美野里10号取水井	小美玉市中台地内	8月	1回
10	1号着水井	美野里浄水場	8月	1回
11	2号着水井	美野里浄水場	8月	1回

別表4 放射能検査（放射能セシウム134，137）

No.	採水場所	検査月及び頻度（回／年）
1	小川浄水場内給水栓（1箇所）（小美玉市山野地内）	4,7,10,1月 4回
2	美野里浄水場内給水栓（1箇所）（小美玉市中野谷地内）	4,7,10,1月 4回

別表5 水質管理目標設定項目検査

【小川浄水場系採水場所：小川浄水場着水井（小美玉市山野地内）】 6月採水・検査

【美野里浄水場系採水場所：美野里浄水場1号着水井・2号着水井（小美玉市中野谷地内）】 8月採水・検査

検査数	No.	検査項目	目標値	
1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	mg/L以下
2	2	ウラン及びその化合物	0.002	mg/L以下（暫定）
3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	mg/L以下
4	5	1,2-ジクロロエタン	0.004	mg/L以下
5	8	トルエン	0.4	mg/L以下
6	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08	mg/L以下
7	10	亜塩素酸	0.6	mg/L以下
8	12	二酸化塩素	0.6	mg/L以下
9	13	ジクロロアセトニトリル	0.01	mg/L以下（暫定）
10	14	抱水クロラール	0.02	mg/L以下（暫定）
11	15	農薬類（注）	※検出値と目標値の比の和	として、1以下
12	16	残留塩素	1	mg/L以下
13	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上	100mg/L以下
14	18	マンガン及びその化合物	0.01	mg/L以下
15	19	遊離炭酸	20	mg/L以下
16	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	mg/L以下
17	21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	mg/L以下
18	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3	mg/L以下
19	23	臭気強度（TON）	3	mg/L以下
20	24	蒸発残留物	30mg/L以上	200mg/L以下
21	25	濁度	1	度以下
22	26	pH値	7.5	程度
23	27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、	極力0に近づける
24	28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数	が2,000以下（暫定）
25	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	mg/L以下
26	30	アルミニウム及びその化合物	0.1	mg/L以下

（注）農薬の種類は別表参照

別表 農薬類

No	検査項目	目標値	No	検査項目	目標値
1	1, 3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	0.05 mg/L	59	チオジカルブ	0.08 mg/L
2	2, 2-DPA (ダラボン)	0.08 mg/L	60	チオファネートメチル	0.3 mg/L
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02 mg/L	61	チобенカルブ	0.02 mg/L
4	EPN 注2)	0.004 mg/L	62	テフリルトリオン	0.002 mg/L
5	MCPA	0.005 mg/L	63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02 mg/L
6	アシュラム	0.9 mg/L	64	トリクロピル	0.006 mg/L
7	アセフェート	0.006 mg/L	65	トリクロルホン (DEP)	0.005 mg/L
8	アトラジン	0.01 mg/L	66	トリシクラゾール	0.1 mg/L
9	アニロホス	0.003 mg/L	67	トリフルラリン	0.06 mg/L
10	アミトラズ	0.006 mg/L	68	ナブロパミド	0.03 mg/L
11	アラクロール	0.03 mg/L	69	バラコート	0.01 mg/L
12	イソキサチオン 注2)	0.005 mg/L	70	ビペロホス	0.0009 mg/L
13	イソフェンホス 注2)	0.001 mg/L	71	ピラクロニル	0.01 mg/L
14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01 mg/L	72	ピラゾキシフェン	0.004 mg/L
15	イソプロチオラン (IPT)	0.3 mg/L	73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02 mg/L
16	イブフェンカルバゾン	0.002 mg/L	74	ピリダフェンチオン	0.002 mg/L
17	イプロベンホス (IBP)	0.09 mg/L	75	ピリプチカルブ	0.02 mg/L
18	イミノクタジン	0.006 mg/L	76	ピロキロン	0.05 mg/L
19	インダノファン	0.009 mg/L	77	フィプロニル	0.0005 mg/L
20	エスプロカルブ	0.03 mg/L	78	フェニトロチオン (MEP) 注2)	0.01 mg/L
21	エトフェンプロックス	0.08 mg/L	79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L
22	エンドスルファン (ベンゾエピン) 注3)	0.01 mg/L	80	フェリムゾン	0.05 mg/L
23	オキサジクロメホン	0.02 mg/L	81	フェンチオン (MPP) 注10)	0.006 mg/L
24	オキシ銅 (有機銅)	0.03 mg/L	82	フェントエート (PAP)	0.007 mg/L
25	オリラストロピン 注4)	0.1 mg/L	83	フェントラザミド	0.01 mg/L
26	カズサホス	0.0006 mg/L	84	フサライド	0.1 mg/L
27	カフエンストロール	0.008 mg/L	85	ブタクロール	0.03 mg/L
28	カルタップ 注5)	0.08 mg/L	86	ブタミホス 注2)	0.02 mg/L
29	カルバリル (NAC)	0.02 mg/L	87	ブプロフェジン	0.02 mg/L
30	カルボフラン	0.0003 mg/L	88	フルアジナム	0.03 mg/L
31	キノクラミン (ACN)	0.005 mg/L	89	ブレチラクロール	0.05 mg/L
32	キャプタン	0.3 mg/L	90	プロシミドン	0.09 mg/L
33	クミロン	0.03 mg/L	91	プロチオホス 注2)	0.007 mg/L
34	グリホサート 注6)	2 mg/L	92	プロピコナゾール	0.05 mg/L
35	グルホシネート	0.02 mg/L	93	プロピザミド	0.05 mg/L
36	クロメプロップ	0.02 mg/L	94	プロベナゾール	0.03 mg/L
37	クロロニトロフェン (CNP) 注7)	0.0001 mg/L	95	プロモブチド	0.1 mg/L
38	クロルピリホス 注2)	0.003 mg/L	96	ペノミル 注11)	0.02 mg/L
39	クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L	97	ペンシクロン	0.1 mg/L
40	シアナジン	0.001 mg/L	98	ベンゾビシクロン	0.09 mg/L
41	シアノホス (CYAP)	0.003 mg/L	99	ベンゾフェナップ	0.005 mg/L
42	ジウロン (DCMU)	0.02 mg/L	100	ベンタゾン	0.2 mg/L
43	ジクロベニル (DBN)	0.03 mg/L	101	ベンディメタリン	0.3 mg/L
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L	102	ベンフラカルブ	0.02 mg/L
45	ジクワット	0.01 mg/L	103	ペンフルラリン (ベスロジン)	0.01 mg/L
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004 mg/L	104	ペンフレセート	0.07 mg/L
47	ジチオカルバメート系農薬 注8)	0.005 mg/L (二硫化炭素として)	105	ホスチアゼート	0.005 mg/L
48	ジチオピル	0.009 mg/L	106	マラチオン (マラソン) 注2)	0.7 mg/L
49	シハロホップブチル	0.006 mg/L	107	メコプロップ (MCP)	0.05 mg/L
50	シマジン (CAT)	0.003 mg/L	108	メソミル	0.03 mg/L
51	ジメタメトリン	0.02 mg/L	109	メタラキシル	0.2 mg/L
52	ジメトエート	0.05 mg/L	110	メチダチオン (DMTP) 注2)	0.004 mg/L
53	シメトリン	0.03 mg/L	111	メトミノストロピン	0.04 mg/L
54	ダイアジノン 注2)	0.003 mg/L	112	メトリブジン	0.03 mg/L
55	ダイムロン	0.8 mg/L	113	メフェナセツト	0.02 mg/L
56	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート 注9)	0.01 mg/L (メチルイソチオシアネートとして)	114	メプロニル	0.1 mg/L
57	チアジニル	0.1 mg/L	115	モリネート	0.005 mg/L
58	チウラム	0.02 mg/L	116	(空白)	(空白)

注1) 1, 3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシホス体の濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシホス体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンド

スルフェート（ベンゾエピンスルフェート）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注4） オリサストロピンの濃度は、代謝物である（5Z）-オリサストロピンの濃度を測定し、原体の濃度と、その代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注5） カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6） グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸（AMP A）も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸（AMP A）の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注7） クロロニトロフェン（CNP）の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注8） ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ（マンコゼブ）及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9） ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。

注10） フェンチオン（MPP）の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソ、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン（MPP）の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。

注11） ペノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート（MBC）として測定し、ペノミルに換算して算出すること。